



## 第421号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
編集 松村 光 惟  
発行人

大阪市西区新町1丁目5-7  
四つ橋ビル  
TEL (531) 9717・5910  
定価 1部 60円

## 危険物規制の政令、改正

試験法、指定数量、構造設備基準など

施行は65年5月、給油所関係は本年3月

危険物規制に関する政令の一部が、昭和63年12月27日付で改正された。

昨年5月、消防法の一部が改正され、危険物規制の根幹である危険物の指定、分類の見直しが行われこれに基づいて、危険物の試験法、指定数量、製造所等の位置構造設備の基準、貯蔵及び運搬基準等について検討が進められていたが、このほどようやく改正されたものである。また、一昨年給油取扱所の基準改正に続き、上階使用の問題も今回改正された。

改正点の主な点は次のようで、詳細については次号に掲載する。

(1) 危険物の指定及び試験法、指定可燃物の指定、危険物の指定数量が新たに定められ、また改正された。

〔第4類危険物の試験法については、本号より解説を連載する。〕

(2) 危険物の指定の見直しに伴う一連の位置、構造、設備の基準が改正された。

とくに ① 高引火点危険物（引火点130℃以上）の常温ないし微高温（100℃以下）での貯蔵、取扱基準が大幅に緩和された。

② 圧油循環装置、ボイラー設備、焼入設備等の一棟規制を部分規制とした。

③ コンテナ式タンクローリー、ラック式倉庫等貯蔵取扱形態に対応した基準整備がはかられた。

④ 給油取扱所について、上階使用、懸垂式給油設備の整備が図られた。

(3) 国際的な基準との整合を図るため、運搬容器の基準、表示関係が見直された。

ヤマト消火器株式会社が社名を変更し、

ヤマトプロテック株式会社として、

大きく、はばたいています。

今後ともよろしく願いいたします。



### ヤマトプロテック株式会社

東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151代  
本 社 〒537 大阪府東成区深江北2-1-10 TEL.(06)976-0701代

■営業品目■ ヒル防災設備/プラント防災設備/避難・監視設備/家庭用防災機器/各種防災機器/各種消火器  
名古屋・札幌・仙台・新潟・大宮・八王子・千葉・横浜・静岡・富山・神戸・尾道・広島・松山・福岡・鹿児島/大阪工場



## 新年のご挨拶

大阪府知事 岸 昌

財団法人大阪府危険物安全協会の皆様、新年を迎え、一言ごあいさつを申し上げます。

今年は、昭和54年に皆様の温かいご支援によりまして府政を担当させていただいてから10年、三期目の折り返し点を迎えることになりました。皆様の変わらぬご支援、ご協力に深く感謝申し上げますとともに、新たな気持ちで11年目の府政推進に全力を尽くしてまいりたいと存じます。

昨年は、関西国際空港、関西文化学術研究都市の建設、国際花と緑の博覧会の開催準備という、大阪が21世紀に向けて大きく飛躍していくためのビッグプロジェクトが着実に前進し、それを基軸に平和と国際交流、産業・文化・まちづくりの各般にわたる数々のプロジェクトが始動した年でありました。

今年も活力と魅力にあふれた世界に貢献する国際都市大阪の実現をめざし実り多い年となるよう決意を新たにしてお取り組んでまいりたいと存じます。

先ず、新たな段階を迎えた関西国際空港につきましては、国際的コンペにより、空港ビルの斬新なデザインが決まり、今後は、21世紀の我が国を先導する国際的な人、もの、情報の一大交流拠点としての機能を十分発揮できるものにしていくとともに、その対岸部に計画中のりんくうタウンや阪南丘陵地区についても高度な情報機能と魅力あふれる未来都市の建設をめざしてまいります。

関西文化学術研究都市についても、イオンテックパーク構想の具体化を図り、また、ライフサイエンス分野の研究機関や国際交流の拠点となる北摂丘陵の国際文化公園都市づくり、コスモポリス計画の事業化など21世紀の大阪経済を支える「新産業おこし」をすすめてまいります。

また、明年4月に迫った国際花と緑の博覧会の開催を契機に花と緑いっぱいのお大阪づくりを推進してまいります。ときあたかも今春は、「ときめく・ひと・とき国際交流新時代」をテーマとしたオランダフェスティバル「ダッハランド'89大阪」が3月19日から堺市大仙公園で開催されますが、より多くの方々のご参加を得て、みどりと文化の国際交流を展開し「花の万博」の成功へとつないでまいりたいと存じます。

63年度から大阪文化創造の10年と位置づけ、文化振興ビジョンを策定し世界第一級の「現代芸術文化センター（仮称）」構想の具体化などハード・ソフト両面にわたる文化施策の充実を図ってまいりたいと存じます。

ところで、現在、危険物関係法令は、国際基準とのパシンスと合理化をめざして、抜本的改正がすすめられているところであります。

このときにあたり、皆様方におかれましては、今後とも会員相互の結束を強化され、時代の要請に応えるべくご努力いただきまして、大きく飛躍されますよう期待するものであります。

今年も、「好きやねん大阪」を合言葉に府民の皆様と手を携えて、活力と魅力にあふれた21世紀の新しい大阪づくりに邁進してまいりたいと存じますので、皆様方の府政への変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げまして、新年のごあいさつといたします。

### 新年を迎え

### 謹んでご挨拶を

### 申し上げます

本年もよろしくご指導賜りますようお願いいたします

昭和64年1月

(財) 大阪府危険物安全協会

理事長 嶋田直栄

役員、職員一同





## 新春のごあいさつ

## 自主保安基準の見直しと安全対策の推進を

大阪府下消防長会会長 國 本 篤 弘  
大阪 市 消 防 局 長

新春を迎え、皆様方にとりまして、新しい年が幸せの多い年でありますよう、心からお祈り申し上げます。

昨年 1 年間は、皆様方には、国内外の経済環境の誠に厳しい中、安全性の確保をはかりつつ、事業の発展をめざし、多大の御尽力をいただいたものと御拝察いたします。

国際化、高度情報化をはじめ、近年の社会構造の变革は、極めて大きなものがあり、ビルの高層化、巨大化が進むとともに、生産業界では、施設の省力化、大規模化がはかられるなど、都市の形態や生産工程などが、大きく変わっております。

これらの変貌に伴い、火災等の災害も、ますます複雑多様化、大型化の傾向にあり、火災や人命危険の潜在危険が高まりつつある現状にあります。

昨年中も、国内外において、高層ビル火災や化学工場の危険物災害等が、頻りに発生し、国民生活を不安におとしおけるとともに、今後の防災対策に多くの課題や教訓を提起しております。

幸いにして、本市におきましては、ここ数年、特筆すべき災害もなく、火災件数も、年々、減少の傾向をみており、比較的平穩に推移しておりますことは、防災行政にたずさわる一員としては、非常に有難く、皆様方の防災にかける御努力に対し、深く敬意と感謝を申しあげる次第であります。

大阪市は、21 世紀に向けて、国際化、高度情報化都市の実現をめざす一方、市民一人ひとりが、いきいきと活躍でき、ふれあいとぬくもりある人間都市大阪づくりを積極的に進めておりますが、そのためには、何よりも安全で住みよい都市づくりが基本であり、我々といたしまして、一層の防災体制強化をはかる所存であります。

危険物等の化学物品は、このような都市の変貌、とりわけ、市民生活の向上や産業の発展等と深いかわりをもち、欠くことのできないものであり、従来、危険物に関する防災上の規制は、法制化以来、各地で発生した危険物施設の事故を教訓とし、基準の整備がはかられてきたところであります。

このたび、国におきましては、近年の我が国における危

険物の生産流通の実態の変化及び国際的な規制との整合性をはかることにより、新たな危険物物品の出現や技術革新に迅速に対応するとともに、国際社会における我が国の立場を考慮し、危険物をはじめとする指定可燃物の範囲の見直しをはかり、併せて、これら危険物を貯蔵取扱う場合の技術基準についても、全般的改正を行うことにより、より実態に則し、かつ、防災技術の改変等の技術革新を評価した内容のものといたすべく、改正作業中であります。

この改正は、危険物施設に対する規制全般に大きな影響を与えるとともに、事業者責任をより明確にした今後の危険物行政の方向を示すものであり、我々といたしまして、危険物施設の安全確保のため、施行に当っては、より適切、かつ、効率的な対応をすべく努力しているところであります。

事業所の皆様方におかれましても、取扱う危険物の性状及びその取扱いの態様を十分に把握されるとともに、地域社会の安全確保の重大さを御認識いただき、危険物施設の適正な維持管理、防災教育の充実に努め、自主保安体制の確立をはかっていただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、皆様方の事業所のますますの御隆盛と会員各位の御健勝と御活躍を心から祈念いたしまして、新年の挨拶といたします。





## 年頭のご挨拶

(財)全国危険物安全協会理事長 皆川 迪夫

昭和64年の新春を迎え、財団法人大阪府危険物安全協会の会員の皆様に、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

貴協会の平素における活躍とご苦勞に対しまして、深く敬意を表わすものであります。

昨年は、私共全危協にとりまして、財団法人としての発足という、非常に意義深い記念すべき年でありました。法人化に際しましては、財団法人大阪府危険物安全協会の皆様から、全危協に対するご理解とご協力を賜り、衷心より感謝申し上げます次第でございます。

さて、ご案内のとおり、昨年は我が国において、危険物に起因する事故として特筆されるものは、極めて少ない平穏な年であったといえます。これも一週に、危険物事業に携わる管理者をはじめ、これに従事する方々の、危険物の安全に対する日頃の精進のたまものといっても過言ではありません。申し上げるまでもなく、石油類をはじめとする危険物は、我々の社会にとって欠かせないものであり、生活の中に密着していることから、危険物に起因する災害の発生危険は極めて高いものであります。

また、不幸にして、一度災害が発生すればその被害の甚

大さもさることながら、社会に与える影響は計り知れないものがあります。ご承知のとおり、危険物災害のほとんどは、危険物を取り扱う人の「慣れ」、「過信」等による一寸した不注意であるといわれております。平穏な日々が続くとつい油断しがちであります。どうかこの新しい年の出発を機に、過去の災害の教訓を再確認し、事故のない安全な街づくりに邁進されることを願うものであります。

特に本年は、全危協にとりまして、かねて念願でございました法人化がされたことから、消防庁をはじめとする関係諸機関のご指導と、会員皆様方のご協力をいただきながら、更に、組織の整備と充実を図り、大きく発展が期待される年であります。私共全危協役員一同も、更に結束を固め、危険物の安全確保のために、最善の努力をいたしてまいり所存でありますので、何卒、皆様の格別のご理解とご協力のほど、切にお願い申し上げます。

おわりにあたり、本年も事故のない明るい年でありまるとともに、会員各位の皆様のご発展とご多幸を心からご祈念申し上げ、新年のご挨拶といたします。

## 迎 春

(財)大阪府危険物安全協会

大阪市危険物安全協会

箕面市防火協会

池田市消防協会

豊中防火安全協会

島本町火災予防協会

高槻市火災予防協会

茨木市災害予防協会

吹田市危険物安全協会

摂津市防火安全協会

枚方市・寝屋川市

防火協会連絡協議会

交野市火災予防協会

四条畷市防火協会

守口・門真防火協会

大東市火災予防協会

東大阪市防火協力会連絡協議会

八尾火災予防協会

柏・羽・藤火災予防協会

松原市火災予防協会

富田林市防火協会

河内長野市防火協会

美原町防火協会

大阪狭山市防火協会

堺市・高石市防災協会連合会

泉大津市火災予防協会

忠岡町防火協力会

岸和田市火災予防協会

貝塚市火災予防協会

泉佐野市火災予防協会

泉南市火災予防協会



## 消防法別表改正と危険物の試験方法

### ——第4類危険物について——

大阪市消防局危険物課

#### はじめに

会員の皆様方におかれましては、平素消防行政にご協力を賜わりありがとうございます。去る昭和63年5月24日に消防法の一部改正があり、危険物行政の根幹をなす「危険物」に対する基本的な考え方が改められました。その概要については既に本紙(昭和63年6月発行第414号)に掲載されております。ここでは改正の背景等について若干述べたのち、危険物のうち流通量の多い第4類危険物について、その試験方法等を述べてみたいと思います。なお、法律改正に伴う政令、省令改正が近く公布される見込みであり、細部について本件記述が変わる可能性があることを申し添えます。

#### 1 背景等

危険物は法第2条第7項で定義されておりますが、具体的な品名については法別表に掲げられています。消防法は昭和23年に制定されましたが、以来社会状況の変化に伴い法別表は今回の改正を含め4回改正されました。即ち、

##### ① 昭和23年消防法の制定(法律第186号)

当時の別表の特徴として、指定数量が別表に記載されず、従って各市町村は条例でそれを定めていました。また、第4類についてはベンゾール、アセトン、トルオール等の各物質名が多くあげられており、第4類以外については品名の数が限られていました。

##### ② 昭和25年の改正(法律第186号)

指定数量が別表に記載され、各類の品名も整理されてほぼ現在の形態となりました。

##### ③ 昭和34年の改正(法律第86号)

動植物油類の定義が見直され、また塗料類の品名が規則で定められました。

##### ④ 昭和46年の改正(法律第97号)

従前、第1類に過酸化物質Aと過酸化物質Bの品名がございましたが、統合されて過酸化物質とされました。第4類については特殊引火物と第4石油類の品名が追加され、引火点測定器の種類も変更となりました。

##### ⑤ 昭和63年の改正(法律第55号)

これからわかりますように今回の改正は昭和46年以降のものであります。昭和46年以降、工業の技術革新が進み、新規な化学物質が合成され社会に流通するようになり、社会の実態と規制とが必ずしも一致しなくなりました。このような状況の中、昭和58年3月に第2次臨時行政調査会の第5次答申(最終答申)において「消防法令で指定されている危険物、準危険物及び特殊可燃物については、指定品目の見直しを行うこと。」との指摘がなされました。

また、国際的にも昭和32年に国際連合経済社会理事会の危険物輸送専門委員会が設置され、危険物の分類、定義、包装基準等を定め、勧告を行ってまいりました。この規約はその後、修正を行い国際的に受け入れられるところとなり、我国においても「船舶安全法」、「港則法」、「航空法」が国連勧告をいち早く取り入れております。

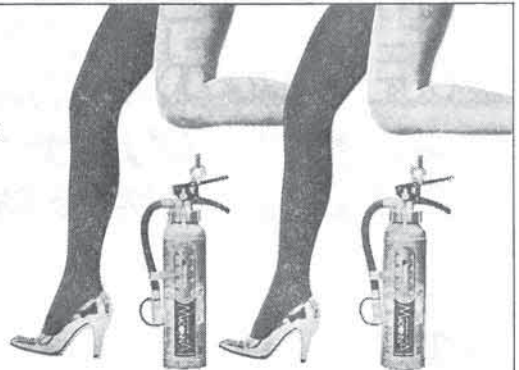
こうしたことから自治省消防庁では、昭和58年9月に秋田一雄(東京大学名誉教授)を委員長とする10名の学識経験者からなる危険物委員会を設置しました。危険物の見直しは国連の分類を参考とし、これまでの品名指定にこだわらず、学術的な見地から行い、産業技術の進歩と調和をはかるという方針で行われました。委員会は昭和62年10月に「危険物、準危険物及び特殊可燃物の見直しに関する報告書」を作成し、さらに昭和63年9月に

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた  
女子用の消火器  
**MADONNA**  
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

農田ポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 Tel.(06)751-1351(代)  
営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎  
静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



「危険物の試験方法」の報告書を作成しました。本年5月の消防法改正はこの報告書の答申に沿って実施されたものです。

## 2 第4類危険物の定義

危険物は法第2条第7項に定義され、「危険物とは、別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。」とされました。従前の定義では、「危険物とは、別表に掲げる発火性又は引火性物品をいう。」でありました。即ち、従来、別表の品名欄に掲げてある物品に該当すれば全て危険物としていました。ところが品名欄に掲げてある物品には総称名称（例えば第1類の過酸化、第5類の硝酸エステル類など）で定められているものがあり、この中には種々のものが含まれ、危険性も多様です。これらを一律に同一品名（同一危険性）で規制するのは、行政上の画一性は確保されても必ずしも危険性と対応していません。こういったことから第4類に限らず、別表の品名欄に掲げられた物品について、性質欄に記載された性状を有するか否かの理化学試験を行い、その結果に基づいて危険物の該当性及び危険物に該当した場合の危険性のランク付けを行うこととされました。第4類危険物の性質は「引火性液体」とされました。そして、この引火性液体は別表備考中に「引火性液体とは、液体であって、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。」とされています。

## 3 第4類危険物の試験法

### 3.1 従来の試験方法（変更なし）

#### (1) 液状確認試験

20℃で液状（引火点が70℃未満のものは20℃から40℃の間において液状）であるか否かを確認する試験です。これは図1に示す試験管に試料をA線まで入れ、恒温槽に試験管を没して所定の温度に保持させたのち試験管を取り出し、水平にして試料が流動

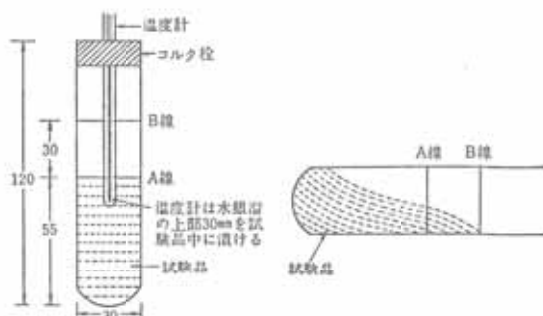


図1 液状確認試験

を開始してB線に達するまでの時間を測定します。その時間が90秒以内であれば、その試料は液状であると判定します。

#### (2) 引火点測定試験

##### ア タグ密閉式引火点測定器

図2に示す測定器の試料カップ（約125mℓ、直径5.4cm）に試料を50mℓ入れ、浴液を調整して試料の温度を1℃/分（試料の引火点が60℃以上のときは3℃/分）の割合で昇温します。試験炎は試料の温度が0.5℃（試料の引火点が60℃以上のときは1℃）上昇するごとに試料カップにのぞかせて引火点を測定します。

##### イ クリーブランド開放式引火点測定器

測定器の試料カップ（約106mℓ、直径6.4cm）に所定量の試料を入れ、試料の温度を5.5℃/分の割合で昇温します。試験炎は試料の温度が2℃上昇するごとに試料カップにのぞかせて引火点を測定します。

なお、引火点の測定の結果

引火点 $\leq$ -20℃のときは沸点の測定

引火点 $<$ 100℃のときは発火点の測定

を行い、特殊引火物に該当するか否かを確認する必要があります。（文責 野田）（次号に続く）

# 消防点検は…マルナカ



マルナカは、社会に「安心」を提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL (078)681-5771(代)



### 〈参考図書あっせんについて〉

- (1) 反応性化学物質と火工品の安全  
特別斡旋価格 9,000円 (定価10,000円)
- (2) 化学薬品の安全  
特別斡旋価格 4,500円 (定価 4,800円)
- (3) 危険性物質応急措置指針  
特別斡旋価格 2,300円 (定価 2,500円)
- 購入希望者は、会社名、担当者名、送り先住所等を明記の上、下記宛お申し込み下さい。

〒 550 大阪市西区新町 1 丁目 5 の 7 (四ツ橋ビル)  
財団法人 大阪府危険物安全協会  
TEL 06-531-9717、FAX 06-531-1293  
締切は64年 2 月末、送料は当方で負担致します。



### 63年度 第 4 回取扱者試験 2月19日 (日) 府大で

(財)消防試験研究センター大阪府支部では第 4 回試験を次のとおり実施する。

- ▷試験日 64年 2 月 19 日 (日)  
午前 乙種 4 類  
午後 甲種、4 類以外の乙種、丙種
- ▷試験会場 大阪府立大学 (堺市)
- ▷願書受付 1 月 19 日 (木)、20 日 (金)
- ▷受付場所 大阪府職員会館

### 泉大津市 陸・海・空で合同訓練

63年12月12日午前10時00分より泉大津市汐見町地先(汐見ふ頭6号岸壁)で泉大津市・市消防本部・堺海上保安署及び臨海企業50社、200名が参加し油火災など危険物災害防止合同消防訓練を行った。

この訓練は、大阪地域を襲った地震で屋外タンク貯蔵所が出火、接岸した石油タンカーやパイプラインに延焼したとの想定を基に初期消火訓練・屋外消火栓操法訓練、また貯蔵タンクに見たてた直径7mのタンクが炎上しヘリコプターや消防艇・大型高所放水車で陸・海・空から一斉に放水し所期の目的を達成した。



### 暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商會

本社 大阪市西区京町堀 2 丁目 1 番 17 号  
〒 550 電話 (06) 443-2456 (代)  
大阪府平野区長吉出戸 2 丁目 4 番 6 号  
平野営業所 〒 547 電話 (06) 707-3341



# 危険物取扱者養成講習ご案内

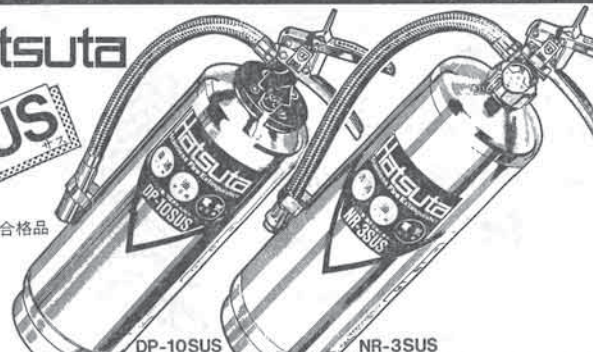
## 1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
乙種第4類	1期	1月26日(木)、2月3日(金)	9時30分～16時 大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
	2期	1月30日(月)、2月8日(水)	9時30分～16時 大阪府商工会館
	3期	1月31日(火)、2月1日(水)	10時～16時30分 堺市立勤労会館 (高野線堺東駅ヨリ13分 阪堺線宿院駅ヨリ6分)
	4期	1月24日(火)、1月25日(水)	9時30分～16時 茨木市商工会館 (茨木駅ヨリ約13分)
	5期	1月30日(月)、1月31日(火)	10時～16時30分 北河内府民センター (京阪枚方市駅ヨリ約5分)
	6期	1月24日(火)、2月3日(金)	10時～16時30分 豊中市民会館 (阪急曾根駅ヨリ2分)(駐車場有)
	休日コース	1月16日(祝)、1月29日(日) 2月12日(日)	10時～16時30分 大阪府立労働センター (地下鉄天満橋駅西へ5分)
	夜間コース	1/26(木)、1/27(金)、2/1(水) 2/2(木)、2/7(火)	17時30分～20時 大阪府商工会館
丙種	2月9日(木)	9時30分～16時	大阪府商工会館

## 2. 受付期間と場所

受付場所	日 時
豊中市消防本部内 (阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分) 豊中防火安全協会	1月12日(木) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内 茨木市災害予防協会	1月12日(木) 午後2:00～4:00
(地下鉄・守口駅前) 守口消防署	1月13日(金) <del>午前10:00～11:30</del> 午後10:00～11:30
枚方寝屋川消防本部内 枚方市・寝屋川市防火協会	1月13日(金) 午後2:00～4:00
岸和田市消防本部内 岸和田市火災予防協会	1月17日(火) 午前10:00～11:30
堺市消防署内 (阪堺線・大小路駅前) 堺防災協会	1月17日(火) 午後2:00～4:00
東大阪市西消防署内 (近鉄・小坂駅北へ6分) 東大阪市西防火協力会	1月17日(火) 午前10:00～11:30
四ツ橋ビル8階 (地下鉄・四ツ橋駅北出口2号) 大阪府危険物安全協会	1月18日(水) 午後1:00～4:00 1月23日(月) 午前10:00～11:30

(注) 1月23日の申込みは、満席の会場が予想されますので、できるだけ18日に。



**Hatsuta**

**SUS**

国家検定合格品

DP-10SUS      NR-3SUS

**ハイグレード満載!**

ホテル・オフィス・マンション・病院・公共施設  
などインテリア性を重視する場所に最適

- 粉末-DP-10SUS・20SUS
- 強化液-NR-3SUS・6SUS

**ハツタ・ステンレス消火器**

消火器・消火装置の総合メーカー

**株式会社 初田製作所**

本社工場/大阪府枚方市招提町3-5 〒573 TEL.(0720)56-1281(代)

大阪支社  
〒555 大阪府西淀川区千舟1丁目5番47号 ☎(06) 473-4870